

広情個審第18号

令和4年7月1日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

保有個人情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年1月28日付け広市教学指一第109号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第77号事案）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

令和4年1月28日付け広市教学指一第109号の諮問事案（諮問第77号事案）

令和3年6月1日付けの保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同月15日付け広市教学指一第33号で行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同年9月13日付け審査請求

## 1 審査会の結論

実施機関が、本件開示請求に対して行った本件部分開示決定は妥当である。

## 2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

本件部分開示決定を取り消し、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）第11条第2号に該当する部分を除いて開示決定する旨の決裁を求める。

### (2) 審査請求の理由

ア 本件部分開示決定を受けるに至ったそもそもの原因は、令和3年6月1日付け保有個人情報開示請求書に記載したとおり、当時の学級担任の過失にある。加害と被害というそれぞれの立場において、請求人は当事者であり、客観的に事実が正しく引き継がれているかどうかという点においては、知る権利を有している。現に、本件が小学校より中学校へ引き継がれたという事実を把握して以降、得体の知れない不安感（小学校に都合の良い内容で記載されているのではないかと）にとらわれ、入学当初は良好であった中学校との関係においても、綻びが生じ始めた状況である。

イ 記載された理由については、どこか曖昧で具体性がなく、本請求を部分的に退けるに十分な説得力を欠いた内容であるように思われる。

ウ 指導要録に関する判例によれば、全面開示を認めたものも存在することから、個々の事例にふさわしい方法によって、正しく判断するのが妥当である。

エ あわせて、令和3年7月26日付けで保有個人情報不存在に係る決定を受けているが、この開示を求める請求書の記載内容は、同年6月1日付けで開示請求した内容とほとんど同一である。

にもかかわらず一方は保有個人情報部分開示決定とし、もう一方は保有個人情報不存在とした根拠は何であるか。いい加減な、若しくは何らかの圧力を連想させるような事務処理については、厳に謹んでいただきたい。

オ 証拠として、子の中学校担任であるA教諭が書いた直筆のメモを提出する。

令和3年4月26日であったと記憶しているが、請求人が中学校を訪問（放課後）し、子、B中学校長、A教諭を交えて話し合いをした際に、A教諭よりもらったメモである。請求人の質問（中学校は、担任の行為に端を発する令和2年4月8日に発生した事案（以下「令和2年4月8日の事案」という。）を把握しているか否か等）に関連して、A教諭が答えた内容がそれである。A教諭によれば、指導要録として記載された内容のうち、クラス編成名簿として作成された内容から、事前にそれを把握したとのことであった。そのため、子の法定代理人として、詳細については保有個人情報に係る開示請求をすることによって把握したい意向である旨を伝えた上で、指導要録のどの部分にその記載があるか具体的な文書名を尋ねたところ、B中学校長の了解（校長が軽く頷ぎ合図をした）の下に、A教諭より、その文書名が「クラス編成名簿」である旨の教示があったという次第である。

カ 現在、開示していない教師が主観的評価に基づいて文章で記載した部分（「所見」欄）のうち、何度も請求している令和2年4月8日の事案について全面開示していただければ、まずはその不安や疑問が払拭されることについては明らかである。その上で、明らかに事実と異なると思われる記載が確認できた場合においては、然るべき手順に従い、修正を求める手続を行うという次第である。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 請求人が開示を求める内容は、本市の機関（市立学校）が行う学級編成事務に関する情報であって、開示することにより、次のとおり、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（条例第11条第4号）があることから、請求人の請求には理由がないと考える。

ア 本件のクラス編成名簿は、生徒が円滑に中学校生活に移行できるよう、また、生徒理解を深めることを目的に、該当小・中学校間で綿密な情報交換を行い学級編成に役立てるために学校の判断で作成したものであるが、市立学校においては、どのような要素を基に学級編成を行うか等の情報は一切開示しておらず、引継項目を開示すると今後、学級編成や各項目に関して児童・生徒や保護者からの要求への対応が増えたり、学級編成の意図に関する臆測を呼んだりするなど、その後の円滑な学校運営に支障が生じるおそれがある。

イ 「クラス編成名簿」は、開示すると「当該児童等の誤解や不信感、無用の反発等を招き、担任教師等においても、そのような事態が生ずることを懸念して、（中略）ありのままに記載することを差し控えたり、画一的な記載に終始したりするなどし、その結果、（中略）記載内容が形が

い化、空洞化し、指導、教育のための基礎資料とならなくなり、継続的かつ適切な指導、教育を困難にするおそれ（指導要録の開示が争われた最判平成15年11月11日参照）を生じる情報を多く含む文書であり、引継項目の内容を開示すると、今後、学校が情報交換に必要な情報を記載することが困難になり、学級編成事務の目的が達成できなくなるおそれがある。

ウ 「クラス編成名簿」には、指導要録のような「外部に対する学籍の証明の原簿としての機能と指導の記録としての機能」はなく、指導要録と同列に開示することはできない。

- (2) 本件部分開示決定に係る開示請求（第K20号）には、「クラス編成名簿のうちCに係る記述内容すべて」との記載があり、該当する情報を記載した「クラス編成名簿」が存在するため、保有個人情報部分開示決定を行った。

一方、令和3年7月26日付け「保有個人情報不存在通知書」に係る開示請求（第K39号・第K40号）には、クラス編成名簿のうちCに係る令和2年4月8日の事案に関する記述という趣旨の記載があるが、「クラス編成名簿」には、令和2年4月8日の事案に関する情報を一切記載していないことから、該当する情報を記載した「クラス編成名簿」は存在しないため、保有個人情報不存在通知を行ったものである。

#### 4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

##### (1) 本件開示請求の開示請求者について

本件開示請求は、条例第9条第2項の規定に基づき、請求人が、未成年者である請求人の子（以下「本人」という。）の法定代理人として行ったものである。

##### (2) 本件部分開示決定における不開示情報について

本件部分開示決定により実施機関が部分開示決定を行った保有個人情報は、本人を含む、令和2年度にa小学校6年2組に在籍した児童に関する情報が記載されたクラス編成名簿（以下「本件クラス編成名簿」という。）である。

実施機関の説明によると、本件クラス編成名簿は、指導要録とは別に、生徒が円滑に中学校生活に移行できるよう、また、生徒理解を深めることを目的に、該当小・中学校間で綿密な情報交換を行い学級編成に役立てるために学校の判断で作成したものである。

本件クラス編成名簿のうち、実施機関が開示しないこととした情報は、①学級編成を行う際の引継項目やその内容が分かる部分並びに②C以外の児童に関する氏名（読み仮名）、性別、居住地区及び連絡先電話番号である。請求人は審査請求書において、条例第11条第2号に該当する部分を除いて開示決定することを求めていることから、以下、①学級編成を行う際の引継項目やその内容が分かる部分（以下「本件不開示情報」という。）の不開示の妥当性について検討する。

(3) 条例第11条第4号の規定について

条例第11条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定し、同条第4号は、不開示情報として、「本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

(4) 条例第11条第4号の該当性について

ア 本件クラス編成名簿は、b 中学校におけるクラス編成等に用いるために、a 小学校が、令和2年度に同小学校の6年2組に在籍した児童に関する情報を、中学校への引継事項として記載した文書である。

イ 本件不開示情報は、a 小学校の担任教諭が児童に関する意見等を具体的に記述するものであり、これが開示されると、今後、a 小学校からb 中学校に対する率直な情報提供が困難となることがかがわれることから、条例第11条第4号に該当すると認められる。

(5) 結論

以上のとおり、本件不開示情報は条例第11条第4号に該当することから、実施機関が本件開示請求について行った本件部分開示決定は妥当である。

(6) 付言

ア 審査請求書等によると、請求人は、本件開示請求のほか、令和3年7月16日付けで実施機関に対して2件の保有個人情報開示請求を行っている。それに対し実施機関が令和3年7月26日付けで、いずれも不存在を理由とする保有個人情報不開示決定を行ったことに対して請求人は、本件開示請求により請求した内容と令和3年7月16日付けの2件の保有個人情報開示請求により請求した内容はほとんど同一であるにもかかわらず、一方は保有個人情報部分開示決定とし、もう一方は保有個人情報不存在とした根拠は何であるかと問うている。

イ 実施機関は、本件開示請求に係る開示請求書には、「クラス編成名簿のうちCに係る記述内容すべて」との記載があるところ、他方、令和3年7月16日付けの2件の開示請求に係る開示請求書には、クラス編成名簿のうちCに係る令和2年4月8日の事案に関する記述という趣旨の記載があり、本件クラス編成名簿には令和2年4月8日の事案に関する情報を一切記載していないことから、不存在を理由に保有個人情報不開示決定を行った旨主張する。

ウ 当審査会において見分したところ、実施機関の主張するとおり、本件クラス編成名簿には令和

2年4月8日の事案に関する記述は確認されなかった。

## 5 まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 4 . 1 . 2 8	広市教学指一第109号の諮問を受理 (諮問第77号で受理)
R 4 . 2 . 1 8 (第1回審査会)	第1部会で審議
R 4 . 3 . 1 8 (第2回審査会)	第1部会で審議
R 4 . 4 . 1 2 (第3回審査会)	第1部会で審議
R 4 . 5 . 1 3 (第4回審査会)	第1部会で審議
R 4 . 6 . 1 0 (第5回審査会)	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
片 木 晴 彦 (部会長)	広島大学大学院特任教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学教授
濱 野 滝 衣	弁護士